陳 情 文 書 表

(令和5年9月15日)

受理番号・受理 年月日及び件名	陳情第12号(5.9.8) 王子公園再整備計画に子どもの権利条約を生かすことを求める陳情
陳 情 の 要 旨	 「子どもの権利条約」を実行するために、プール・テニスコート・相撲場・サブグラウンドなどの王子公園内のスポーツ施設・設備や動物園内の遊園地は存続し、改修・整備すること。 「子どもの権利条約」第12条の「意見表明権」に基づいて、8月31日に提出した「市長さんへ・みんなのプールのこして」の208通の子どもたちの手紙に誠実に応えること。 「子どもの権利条約」を王子公園に活かすために、子どもたちを含む関係者の「検討委員会」を設置し、再整備計画を再検討すること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市灘区 堀口 清志
送付委員会	都市交通委員会

陳情者 住所 神戸市灘区 名前 堀口 清志

王子公園再整備計画に、「子どもの権利条約」を活かすことを求める陳情

【陳情趣旨】

生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の54条で成り立つ「子どもの権利条約」は1989年に国連総会で採択され、94年に日本政府も批准し、国際条約として法的拘束力を持ち、政府や地方公共団体は子どもたちの日常生活に浸透させる努力義務があります。

第3条には「最善の利益」、第12条には「意見表明権」、そして第31条には「休息・余暇に対する権利、その年齢に適した遊び及びレクリエーション的活動、文化的及び芸術的生活に自由に参加する権利」などが保障されています。つまり、これまで約70年の歴史の中で果たしてきた王子公園の動物園と遊園地やスポーツ施設をはじめとする自然環境、社会環境は、まさに「子どもの権利条約」そのものを体現してきたのです。

しかし、神戸市の再整備計画は、現在も多くの子どもたちに活用されているプールや テニスコート、相撲場やサブグラウンド等の既存のスポーツ施設や遊園地を廃止・縮小 するなど、明らかに「子どもの権利条約」に逆行するものです。

よって以下の事項について陳情します。

【陳情事項】

- 1, 「子どもの権利条約」を実行するために、プール・テニスコート・相撲場・サブグラウンドなどの王子公園内のスポーツ施設・設備や動物園内の遊園地は存続し、改修・整備すること
- 2, 「子どもの権利条約」第 12 条の「意見表明権」に基づいて、8 月 31 日に提出した 「市長さんへ・みんなのプールのこして」の 208 通の子どもたちの手紙に誠実に応 えること
- 3, 「子どもの権利条約」を王子公園に活かすために、子どもたちを含む関係者の「検 討委員会」を設置し、再整備計画を再検討すること

王子公園再整備基本計画に、「子どもの権利条約」を活かすことを求める陳情

陳情第12号 都市局

陳 情 要 旨 等

陳情者

神戸市灘区 堀口 清志

【陳情第12号】

陳情要は

- 1.「子どもの権利条約」を実行するために、プール・テニスコート・相撲場・サブグラウンドなどの王子公園内のスポーツ施設・設備や動物園内の遊園地は存続し、改修・整備すること
- 2.「子どもの権利条約」第12条の「意見表明権」に基づいて、8月31日に提出した「市長さんへ・みんなのプールのこして」の208通の子どもたちの手紙に誠実に応えること
- 3.「子どもの権利条約」を王子公園に活かすために、子どもたちを含む関係者の「検討委員会」を設置し、再整備計画を再検討すること

陳情に対する神戸市の考え方

「王子公園再整備基本方針」の策定(令和4年12月)にあたっては、当初素案の発表(令和3年12月)以来、市民や議会の意見を踏まえた案の見直しや市民との意見交換会など、丁寧な説明や意見聴取を重ねてきた。ご指摘のテニスコートやプールなど公園内の施設についても、利用状況や全市的な配置状況などを踏まえ、園内外で再整備、代替・機能確保を図り、出来る限り従前施設の機能を確保することとし、基本方針において「再整備による各施設の方向性」として位置付けたところである。

再整備において、子どものための空間の確保は重要であると認識しており、基本計画(素案)の策定にあたっては、子育て世帯を対象にした、ホームページでの意見募集や王子動物園内でのアンケート調査を実施するなど、施設を利用する子どもやその保護者の意見も聞きながら検討を進め、基本計画(素案)において、「子どもたちの学びや成長の場として利用できる誰もが気軽に憩いくつろげる空間の創出」や、「子どもから高齢者まで気軽に遊び、誰でも運動できる多目的な空間の創出」といった理念・コンセプトを掲げている。この理念等に基づき、「休憩スペースやラジオ体操等で利用できる多目的広場の整備」「遊具、ボール遊びなど、幅広い年齢層が利用できるみんなの広場の整備」「親水空間や遊具等を設置し、ラジオ体操等の地域活動にも活用できる緑の広場の整備」といった計画概要を提示している。

このように、これまでも子どもたちを含めた関係者の意見に向き合ってきたところであり、別途「検討委員会」のような体制を設ける予定はない。

基本計画 (素案) については、10 月 2 日から市民意見募集を実施する予定であり、今後も広く市民の みなさまからご意見を伺いながら、基本計画の策定に向けて引き続き取り組んでいく。